

青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備アドバイザー業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備アドバイザー業務を委託するにあたり、事業者から企画提案を受け、最優秀提案者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備アドバイザー業務

(2) 業務内容

別紙1「青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備アドバイザー業務仕様書」のとおり

(3) 履行期限

令和7年3月31日まで

(4) 提案の上限金額

80,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加者資格要件

下記の(1)から(12)を全て満たすことを条件とする。

- (1) 単体企業であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第7条第1項に規定する有資格建設関連業者名簿に登載されている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、本件調達の商品日から契約締結日までの間のいずれの日においても、受けていない者であること。
- (6) 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、本件調達の商品日から契約締結日までの間のいずれの日においても、ない者であること。
- (7) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。
- (8) 国税及び地方税の滞納がない者であること。
- (9) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準

ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (10) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (11) 本件調達の商品日までの間に完了している600床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第11条の5に規定する病院（同法第31条に定める公的医療機関であるものに限る。）をいう。）の新築又は全改築の基本計画策定又は設計に係る業務の実績（共同事業体等での実績の場合は代表者であった場合のものに限る。）を有しており、十分な見識・業務実績や勤務実績のある者が従事できる体制であること。
- (12) 次のいずれの資格も有する管理技術者を配置すること。
 - ① 一級建築士
 - ② 上記（11）の業務の履行に管理技術者として携わった実績を有すること。

4 応募書類の提出等に関する事項

(1) 参加の申込

参加を希望する事業者は、以下により申し込むこと。

① 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社等概要（様式第2号）
- ウ 業務経歴表（様式第3号）
- エ 配置予定者調書（様式第4号）

② 提出先

「11 事務局及び書類の提出先」に提出すること。

③ 提出方法

郵送又は持参

④ 提出期限

令和6年4月4日（木）午後5時（郵送の場合は当日消印有効）

(2) 質問の受付

本要領及び仕様書に関して質問がある場合は、以下により書類を提出すること。

① 提出書類

質問書（様式第5号）

② 提出先

「11 事務局及び書類の提出先」に提出すること。

③ 提出方法

電子メール

④ 提出期限

令和6年4月4日（木）午後5時

⑤ 回答方法

質問に対する回答等は、令和6年4月11日（木）までに青森県立中央病院ホームページに掲載する。

(3) 企画提案書の提出

参加申込書を提出した事業者は、以下により書類を提出すること。

① 提出書類

ア 企画提案書（様式第6-1号から第6-3号）

イ 見積書・積算内訳書（任意様式）

② 提出部数

20部（正本1部、副本19部）

③ 提出先

「11 事務局及び書類の提出先」に提出すること。

④ 提出方法

郵送又は持参

⑤ 提出期限

令和6年4月17日（水）午後5時（郵送の場合は当日消印有効）

(4) ヒアリングの実施

企画提案書を提出した事業者（以下「企画提案者」という。）は、以下によりヒアリングを実施する。

① 日時

令和6年4月22日（月）（予定） ※時間は別途通知する。

② 場所

青森市民病院 講堂

③ ヒアリング時間

45分程度（プレゼンテーション25分、質疑応答20分程度）とする。

④ 説明資料

提出のあった企画提案書に基づくものとするが、提案書概要版及びプロジェクターを用いた説明は認める。なお、プロジェクター、スクリーン及びレーザーポインターは事務局が準備するが、パソコン等は企画提案者が準備すること。

⑤ 参加者

当日の参加者は2名以内とし、配置予定の管理技術者がプレゼンテーションを行うこと。

5 審査及び選定方法等

(1) 企画提案書の審査は、「青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備アドバイザー業務企画提案審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、企画提案書及びヒアリングの内容等を別紙2「企画提案審査評価基準」に基づき行う。ただし、応募状況によっては事前に書面審査を行う場合がある。

(2) 審査の結果、評価点数の合計点数が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じて次点者を選定する。ただし、最高点の者又は次点者が複数者いる場合は、審査員の合議により決することとする。

(3) 審査の結果、提出された全ての提案について、契約の目的を十分達成できないものであると判断される場合は、最優秀提案者を選定しないことがある。

(4) 企画提案者が1者のみの場合であっても、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できる場合は、当該者を最優秀提案者と選定す

る。

(5) 審査結果は、各企画提案者に対して書面により通知する。

6 失格要件

企画提案者が次のいずれかに該当したときその他不正な行為があったときは失格とする。また、最優秀提案者を選定した後、契約の締結前までに当該提案者に失格事由が発生したときも同様とし、その場合の取扱については、審査会において協議し決定する。

- (1) 本要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- (2) 提出書類受付期限までに所定の書類が備わっていないとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領で示した要件に適合しないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案の内容が提案上限金額を上回るとき
- (6) その他、審査会において適切でないと認められるとき

7 全体スケジュール

- | | | | | |
|-----------------|------|------|-----|----------|
| (1) 参加申込書等の提出期限 | 令和6年 | 4月 | 4日 | (木) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和6年 | 4月 | 4日 | (木) |
| (3) 企画提案書の提出期限 | 令和6年 | 4月 | 17日 | (水) |
| (4) ヒアリングの実施 | 令和6年 | 4月 | 22日 | (月) (予定) |
| (5) 審査結果の通知 | 令和6年 | 4月下旬 | | (予定) |
| (6) 契約締結 | 令和6年 | 5月上旬 | | (予定) |

8 参加の辞退

参加申込書を提出した後に、参加を辞退しようとするときは、参加辞退届（様式第7号）を「11 事務局及び書類の提出先」に提出すること。

9 契約手続

- (1) 最優秀提案者から見積書を徴取の上、随意契約による契約手続を行う。
- (2) 本業務に係る仕様及び契約内容については、最優秀提案者との協議を経て決定する。
- (3) 最優秀提案者と協議が整わない場合、又は最優秀提案者が見積書の提出を辞退したとき若しくは見積決定後、青森県が指定する日までに正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と同様の手続を行う。
- (4) 契約にあたっては、契約書を取り交わす。
- (5) 委託事業の全部又は一部を第三者に再委託することは認めない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (6) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者と委託者が協議の上、変更することができるものとする。

10 その他

- (1) 企画立案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出された書類は、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）の規定に基づき、第三者に開示する場合がある。

1.1 事務局及び書類の提出先

本事業に係る事務局及び全ての書類の提出先は、以下のとおりである。

- (1) 担当部署
青森県病院局運営部地域医療室
- (2) 所在地
〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20-12
青森県警察本部交通管制センター2階
- (3) 電話番号
017-753-0238
- (4) 電子メールアドレス
kenbygoudouteam@pref.aomori.lg.jp